

「墨田区児童館のあり方」の改定について

第1 「墨田区児童館のあり方」改定（案）に対するパブリック・コメント等の実施結果

1 パブリック・コメント等の実施概要及び結果

（1）公表資料

「墨田区児童館のあり方」改定案の本編

※子ども向けの簡易版を作成のうえ公開し、パブリック・コメントと同時に子どもの意見聴取を実施した。

（2）意見募集期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月20日（月）まで

（3）意見募集の周知及び公表方法

ア 実施の周知

- ・区のお知らせ 令和6年12月21日号
- ・区公式ウェブサイト 令和6年12月20日から令和7年1月20日まで
- ・区公式SNS（LINE・X（旧ツイッター）・フェイスブック）
- ・区内児童館（12館・分館を含む。）におけるポスター掲示

イ 公表資料の閲覧方法

- ・区公式ウェブサイト
- ・区民情報コーナー
- ・子ども・子育て支援部子育て政策課 窓口

（4）意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、電子申請（Log oフォーム）又は持参

（5）意見提出先

子ども・子育て支援部子育て政策課

（6）意見募集の結果

ア パブリック・コメント

意見者数：11人、意見数：22件

イ 子どもの意見聴取

意見者数：9人、意見数：12件

2 パブリック・コメント等の意見概要と区の考え方

(1) パブリック・コメント

	提出された意見の要旨	区の考え方
1	乳幼児の支援について。1歳以下にハチミツをあげないことや、うずらの卵などは食事の際に窒息リスクがあるというような、基礎的なことを教えることを重視してほしい。	児童館では、日々乳幼児親子と関わる中で、子育てに関する相談を受けたり、必要な情報を提供したりしています。また、子育てに関する講習会等を毎月1回以上開催していますので、内容の一つとして参考とさせていただきます。
2	児童館アンケートの対象校が、小学校5、中学校3とある。学校の数はいくつ多いが、なぜ対象校は少ないのか。	児童館アンケートは全体的な傾向を把握することを目的に実施したため、全校実施とはしませんでした。 なお、対象校を選定するにあたって、地域的な偏在が無いよう考慮しました。
3	児童館がもっと活躍するために、シェアオフィスやコワーキングスペース等の運営を参考に、できることがいろいろあると思う。	シェアオフィスやコワーキングスペース等、他業種の手法の取入れについて、貴重なご意見ありがとうございます。
4	こどもに発達障害があり、高学年になる今後の放課後の居場所に課題を感じている。 学童クラブ卒業後も、責任ある大人の目が行き届く場所として児童館に活躍してほしい。	児童館は児童厚生員(児童館職員)を配置し、0歳から18歳までのこどもが利用できる福祉施設です。様々な背景・課題を抱えるこどもも安心して過ごし、困ったときに頼ることができる「居場所」であり続けられるよう努めています。
5	児童厚生員(児童館職員)の知識を広める為の研修の充実や育成にも力を入れるべきだと思う。	職員育成のための研修では、遊びのスキルだけでなく、ソーシャルワーク、リーダー(フォロワー)シップ等、さまざまな力量を高めるための研修を行っており、引き続き内容を充実させ、職員の育成に努めています。
6	児童虐待をしない、させないをテーマに保護者のケアや相談をする施設としてほしい。	こどもの人権を守るため、必要に応じて、保護者や学校、他の関係機関と連携しながら対応していきます。また、児童館が相談先のひとつであることを一層周知していきます。
7	館外からだと児童館が何をしているか、どのような施設なのかが不明瞭。館内の様子や広さを掲示するか区公式ウェブサイトで公開してほしい。区内の児童館について情報を集約したサイトを開設してほしい。	現在、児童館内部の様子、事業紹介等は各館の区公式ウェブサイトや広報誌(お知らせ)等で周知しています。今後、インターネットを活用した、館内の様子が分かるような周知方法について検討していきます。

8	屋内で身体を思い切り動かせる場所（広い体育館）や、大型遊具の設置も検討してほしい。	児童館には体育室があり、安心して身体を思い切り動かすことができます。大型遊具については、東向島児童館分館（キラむこ）に設置しています。今後、施設の更新（建替え）に係る新たな設計をする際、ニーズやスペースの確保、コスト等、様々な視点から検討していきます。
9	高齢者施設と併用したら良いと思う。	施設の更新（建替え）にあたっては、更新後60年程度使用することを想定し、利用者層や地域特性に加え、将来のこども人口の推移を見据え検討していきます。
10	児童館の老朽化が進んでいるが、具体的な改修計画が示されていない。また、すぐに改修しない理由が分からない。	墨田区公共施設マネジメント実行計画に基づき、計画的に修繕を進めていきます。 また、八広児童館を令和6年4月に移転し、現在、文花児童館の移転に向けた準備をしています。更に、築50年を超える墨田児童会館・江東橋児童館については、施設の更新（建替え）等を検討していきます。
11	江東橋児童館の狭さ、古さに不安を感じている。	施設の更新（建替え）や移転を含めて検討していきます。
12	児童館でテレワークのスペースを提供し、保護者が仕事をしながら育児ができる環境を整えて欲しい。	児童館は、こどもに遊びを与えることを目的とした施設のためテレワークスペースの整備は困難ですが、職員が保護者や子どもと一緒に遊んだり、育児の悩みや相談を受ける等、保護者に寄り添い、育児の負担感を減らせるよう努めていきます。
13	体験活動として、児童館で外部講師を雇い、簡単な習い事を定期的に無償もしくは安価で提供してほしい。	例えば、リトミックやダンスのプログラムで外部講師を招いている館があります。また、児童館職員の知識やスキルを活用し、時には近隣の地域住民や保護者の力も借りながら、様々な体験を提供しています。 引き続き、充実したプログラムを計画し、こどもの健全育成に努めます。
14	児童館職員が少ないように感じる。児童館職員の待遇改善や人員について、検討してほしい。	区では、運営する指定管理者を募集し優れた提案のあった事業者を選定しています。選定にあたっては、職員数や人員体制も判断材料の一つとしています。 また、児童館職員の待遇改善（賃金改善）を行うための経費を補助しています。

15	児童館が不登校児の居場所として関係機関と連携できるとよい。	児童館では教育委員会や関係機関と連携し、不登校児の居場所となるよう運営しています。
16	「あり方検討委員会」とあるが、その位置付けやメンバーがよく分からない。	巻末に参考資料として「墨田区児童館のあり方検討委員会設置要綱」「委員名簿」「検討結果」を掲載しました。
17	午後9時まで開館してほしい。	児童館の開館時間については、現在、東向島児童館分館を除くすべての児童館で、指定管理者の提案により平日は午後8時まで開館しています。こどもと家庭、地域にとって、児童館を午後9時まで開館することの影響について、様々な視点で検討していきます。
18	「児童館＝学童クラブ」というイメージがある。これからは中高生がもっと通える施設へと変えていきたいのか、それとも今のままで進めたいのかがよく分からない。	児童館内の学童クラブは、「放課後の生活の場」「異年齢交流の場」「児童館事業による多様な体験活動の場」としての役割があります。一方、児童館は、0歳から18歳まで切れ目のない包括的で継続的な支援を行う施設特性があります。そのため、児童館で学童クラブの育成をすること、中高生が通いやすい施設とすることの両方が大切だと考えています。 引き続き児童館が学童クラブだけではなく、中高生も利用できる施設であることを知ってもらうため、児童館のPRや事業の充実に努めていきます。
19	学童保育について、利用者の勤務形態に制限を設けないで欲しい。 また、学校のスペースや設備を有効利用し、こどもが安心して過ごせる場所を提供してほしい。	学童クラブは、保護者が就労等により適切な保護・育成をすることができない児童を対象としています。区立小学校では、保護者の就労等に関わらず、地域の方々が見守り、遊んだり学習したりできる「放課後子ども教室」を開催しています。また、児童館は、年末年始等を除き、原則毎日開館し、体育室や図書室、図工室等を誰でも利用することができます。学童クラブだけではなく、児童館や学校でも、放課後等にこどもが安心して過ごせる居場所を提供しています。
20	学童クラブで食べる食事を、お弁当の外注もしくは施設で準備してもらえると、小学校の壁も少し低くなるのではと期待している。	令和6年度から、すべての公立学童クラブにおいて、夏休みや冬休み等、学校の長期休業期間中の弁当の配食に対応しています。

2 1	文花子育てひろばは、月曜日が休館ですが、祝日の月曜日は開館してほしい。祝日に親一人で複数人の子供を連れて行ける場所が少なく困っています。	文花子育てひろばは月曜日、祝日及び年末年始を休館日としています。 近隣の文花児童館（文花1-3 2-1 1）は乳幼児室を整備し、年末年始や月1回の館内整理日を除き、原則祝日も開館しています。
2 2	基本方針の「地域全体でこどもの育ちを継続的に見守り、支えていく「ハブ」となる施設」の意味がわかりにくい。	基本方針を「地域全体でこどもの育ちを継続的・包括的に見守り、支え、つなげる施設」に修正します。

（2）子どもの意見聴取

	提出された意見の要旨	区の考え方
1	「児童館に対する意識や利用実態に係るアンケート調査」で高校生世代に聞いた人数が少ない。児童館に来た人以外の声も聴くべき。	今回は、児童館に来た高校生世代を対象としました。今後は、児童館を利用しない高校生世代の意見収集を検討し、より多くの声を反映できるよう努めていきます。
2	第7章2における各児童館の「2機能別評価」で、なぜ北部にある児童館は◎ばかりで、南部にある児童館には◎が無いのか。	規模が大きい施設や比較的新しい施設は、◎が多い傾向にあります。南部の江東橋児童館については、施設の老朽化も進んでいることから、建て替えや移転を含めた検討を進め、◎が多い児童館を目指していきます。
3	こどもたちが職員の事を「職員さん」と呼んでいた。名札か何かがあって、その名前でコミュニケーションが取れたらなんとなく違和感が無くなる気がする。	児童館職員に対する親しみが生まれる提案であるため、児童館運営の参考にします。
4	自動販売機や電子レンジ、ポット、冷蔵庫等を設置してほしい。	児童館は、乳幼児や小学生等、小さなこどもも利用します。そのため、設置に当たっては、やけど等の怪我やアレルギー食材の誤飲・誤食等、事故が起きないように配慮する必要があります。また、施設の広さによってはスペースがない場合もありますが、児童館職員に相談してみてください。
5	駄菓子屋をやってほしい。	児童館イベント等で、何かできることがないか職員と一緒に考えてみてください。
6	ビーファースト・n i z i uに会いたい。	

7	館内でスマホを利用したい。連絡は許してほしい。	スマートフォンの利用については、各児童館それぞれでルールを設けています。連絡等で利用したい場合は児童館職員に相談してみてください。
8	職員を増やしてほしい。	区では、児童館を運営する事業者を募集するときは、優れた提案のあった事業者を選んでいます。児童館職員数や人員体制も判断材料の一つとしていますが、一緒に過ごす際の職員の充実については皆さんが楽しく過ごせるよう配置や対応を検討していきます。
9	図書室に「どんな本が図書室にあったらいいか？」というアンケートに答えたから実現してほしい。	児童館では、毎年多くの本を購入しています。今後も購入時の参考にしていきます。
10	夜9時まで、開館してほしい。	児童館の開館時間については、現在、分館を除くすべての児童館で、指定管理者の提案により平日は午後8時まで開館しています。 皆さんや家族、地域にとって、午後9時まで開館していることが良いことなのか、様々な視点で検討していきます。
11	床をダンス用のゴムにしてほしい。	児童館では多くの活動を行っていることから、床をダンス用のゴムにすることは難しいですが、令和7年度から建設工事を始める文花児童館（令和9年以降開設予定）では、音楽ダンススタジオを整備します。開館したらぜひ利用してください。
12	児童館でやっていること、何ができるかをチラシやポスターにして、児童館外にも周知した方がよい。	各児童館では、児童館事業について、毎月発行するお便りや、ポスターを作成して、近隣の学校や町会等に配布しています。 児童館を、もっと皆さんに知ってもらえるように、今後、インターネットを活用し、児童館のPRに努めていきます。

第2 「墨田区児童館のあり方」改定（案）（令和6年12月2日子ども文教委員会）からの主な変更点

	頁	項目	変更内容	変更後
1	31頁	8 こどもの権利擁護	国の児童館ガイドラインの改定に合わせて追記	<u>児童館職員に相談しやすい環境を作ることや、こども自身がそれに気づいていない場合でも職員が問題を察知できるようにすることが大切です。</u>

2	34頁	(1) 墨田区こども条例	こども条例の制定にあわせて追記	<u>(1) 墨田区こども条例</u> <u>こどもの大切な権利を守っていくために、その基本となる考え方を区全体で共有し、こどもとこどもに関わる全ての人が、こどもにとって最も良いことは何かを考え、行動することで、「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」を実現することを目的としています。</u>
3	35頁	(2) 基本方針	「地域全体でこどもの育ちを継続的に見守り、支えていく「ハブ」となる施設」を意見に合わせて修正	<u>地域全体でこどもの育ちを継続的・包括的に見守り、支え、つなげる施設</u>
4	38頁	カ 地域の中におけるセーフティネットとしての児童館	国の児童館ガイドラインの改定に合わせて追記	<u>たとえ何らかのトラブルを起こしたとしても、その背景にある課題に目を向け、その子を排除せず、寄り添い、伴走し続ける姿勢をもち、子どもの育ちを見通して根気強く、特定の職員一人に対応するのではなく、チームとして丁寧に関わっていきます。</u>
5	39頁	ク こどもの権利擁護	国の児童館ガイドラインの改定に合わせて追記	<u>児童館職員はもちろんのこと、アルバイト、ボランティア、保護者等も、こどもの権利について理解を深められるよう、こどもの権利や法令遵守、倫理についての研修や学習する機会を積極的に設けていきます。</u>
6	40頁	コ 区・運営事業者・地域住民等との協働による運営	国の児童館ガイドラインの改定に合わせて追記	<u>その際、こどもの声や意見を聴く機会を設けるため、こどもも参加できるようにする等、その方法を検討していきます。</u>

※このほか、意味が変わらない範囲で、細かな文言の整理、修正を行った。

第3 墨田区児童館のあり方 別添のとおり